

## 地方公営企業会計制度の見直しについて

H26.1.23

病院局総務課

## 1 見直しの趣旨

民間の会計基準と地方公営企業の会計基準が異なっており、比較が困難であったこともあり、できる限り民間の会計基準に近づけるよう改正されたもの

## 2 地方公営企業会計基準の主な見直し概要

## (1) 借入資本金の取扱

○従来は、建設改良に充てられた企業債は、「借入資本金」として資本に計上していたが、負債に計上することとされる。

⇒この結果、貸借対照表上、資本が減少する一方、負債が増加する。

## (2) 補助金等により取得した固定資産の償却制度等の取扱

○従来、補助金等により償却資産を取得した場合、補助金等を「資本剰余金」に計上し、当該補助金等の額を除いた部分を減価償却対象とする「みなし償却制度」を採用していたが、この取扱が廃止され、補助金等の額を含めた全額が減価償却の対象とされる。

○償却資産の取得又は改良に伴い交付される補助金等は「長期前受金」として、一旦負債（繰延収益）に計上した上で、減価償却に併せて、順次「収益」に計上することとされる。

⇒この結果、純損益は、現在の「みなし償却制度」採用と同様の結果となる。

## (3) 引当金の取扱

## ①退職給付引当金

○従来は任意での引当であった退職給付引当金の計上が義務化される。

○退職給付引当金の算定方法は、期末要支給額（※）によることができる。

○計上不足額については、適用時点での一括計上を原則。ただし、経営状況に応じ、当該地方公営企業職員の退職までの平均残余勤務年数の範囲内(最長15年以内)での対応が可能

→本県病院事業においては5年分割計上する（特別損失として処理）

※年度末に特別職を含む全職員（年度末退職者を除く）が自己都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額

## ②その他の引当金

賞与引当金・関連する福利厚生費引当金及び貸倒引当金についても計上が義務化

⇒この結果、費用が増加するとともに負債も増加する。

## (4) その他

## ①繰延資産の取扱

○新たな「繰延勘定」への計上は認められないが、控除対象外消費税については、「長期前払消費税」として引き続き繰延経理が認められる。

## ②たな卸資産に係る低価法の取扱

○たな卸し資産の価額については、時価が帳簿価額より下落している場合には、当該時価とする、いわゆる低価法が義務付けられた。

○ただし、短期間に消費されるべき貯蔵品等、当該金額の重要性が乏しい場合の評価は、低価法によらないことができるものとされている。

⇒医薬品、診療材料は、SPDの採用等により大半が1年以内に費用化されることから、低価法による評価を行わないこととする。

### ③減損会計の取扱

○地方公営企業会計に、公営企業型地方独立行政法人における減損会計（※）と同様の減損会計を導入することとされた。

※固定資産の帳簿価額が実際の収益性や将来の経済的便益に比べ多大となっている場合に減損会計を導入すれば、過大な帳簿価額を適正な金額まで減額できる。

⇒減損損失を計上すべき固定資産・固定資産グループなし。

### ④リース会計の取扱

○地方公営企業にリース会計（※）を導入することとされた。

※固定資産に該当する物件を賃貸借する場合は、売買と同様、実質的な資産と負債として認識する必要があるため、新たに「リース資産」として計上するとともに、減価償却等を行うこととされた。

※なお、経過措置として、平成26年4月1日以前に契約したリース取引については、引き続き賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

⇒以前の賃貸借契約分について経過措置を適用。26年度においては、リース資産の計上はない見込。

### ⑤セグメント情報の開示の取扱

○地方公営企業会計にセグメント情報の開示が義務化された。

※事業単位の例

例：病院事業：病院別、水道事業：事業別（水道事業、簡易水道事業）等

⇒病院単位の資産、負債、医業利益、経常利益等の情報を開示（従来より開示）

### ⑥キャッシュ・フロー計算書の取扱

○キャッシュ・フロー計算書（※）の作成が義務化された。

※ある一定期間の資金の動きを表す財務諸表。営業キャッシュフロー・投資キャッシュフロー・財務キャッシュフローに分かれており、企業がどのプロセスによって資金を獲得したのかを知ることができる。

⇒貸借対照表では判断できない資金の獲得方法や利用方法、損益計算書では判断できない資金の流出入を表示（貸借対照表と損益計算書の欠点を補完）

## 3 平成26年度の収支への影響額（概算）

（単位：百万円）

区分	中央病院	厚生病院	計	備考
特別損失(退職給付引当金)	380	320	700	5年間計上
〃 (賞与引当金)	240	150	390	
医業費用(貸倒引当金)	120	30	150	
計	740	500	1,240	

◎本制度改正により短期的に収支が悪化するよう見えるが、主な要因は債務を認識するための引当金の計上によるものであり、現金支出を伴わないため、実際の経営に影響はない。